

市の申告会場日程

整理券配布時間内に来場いただかないと、申告相談を受けることはできません。

申告予約上限数に達した場合は、その時点で整理券の配布は終了します。

※申告期間中、市民税課窓口では申告書作成の相談は行いません。

対象町会でない日も来場可能ですが、混雑防止のため指定日の来場にご協力ください

野上・飛駒基幹集落センター、氷室地区公民館

►整理券配布時間 9:20~14:40 ►申告相談開始時間 9:40~ (正午~13:00は整理券配布のみ)

日時	対象町会	会場
2月13日(金)	御神楽・長谷場・白岩・作原	野上基幹集落センター
2月16日(月)	飛駒	飛駒基幹集落センター
2月17日(火)	柿平・水木・秋山	氷室地区公民館

葛生あくとプラザ、田沼行政センター、勤労者会館

►整理券配布時間 9:00~15:40 ►申告相談開始時間 9:20~ (正午~13:00は整理券配布のみ)

日時	対象町会	会場
2月18日(水)	葛生東1~3丁目・富士見・中	
2月19日(木)	葛生西1~3丁目・宮下・築地・鉢木・長坂・嘉多山・あくと・山菅・会沢	葛生あくとプラザ 小ホール
2月20日(金)	豊代・牧・仙波	
2月24日(火)	多田・戸奈良・戸室	
2月25日(水)	栃本	
2月26日(木)	田沼	
2月27日(金)	小中・赤見・出流原・寺久保	田沼行政センター 3階会議室
3月2日(月)	石塚・船越	
3月3日(火)	小見・吉水・新吉水・吉水駅前1~3丁目・山越・岩崎	
3月4日(水)	山形・梅園・閑馬・下彦間	
3月5日(木)	植上・寺中・富岡	
3月6日(金)	堀米	
3月9日(月)	若松・天神・浅沼・奈良渕・田之入	
3月10日(火)	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹・上台・七軒・植野	勤労者会館 1階会議室
3月11日(水)	大古屋・庚申塚・船津川・犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・町谷・伊勢山・葦川・富士・大栗	
3月12日(木)	田島・君田・馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名	
3月13日(金)	植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田	
3月16日(月)	栄・西浦・鎧塚・黒袴・並木・免鳥・村上・上羽田・下羽田・高橋	

※各施設では申告に関する問い合わせには対応できませんので、施設へは電話をしないようお願いします。ご不明な点は市民税課 ☎ 20-3008へお問い合わせください。

令和8年4月1日（令和8年6月検針分以降）から 下水道使用料を改定します

■問合せ 企業経営課 ☎ 22-1696

下水道事業は、下水道を使用する皆さまからいただく下水道使用料により事業を運営しています。

安定した下水道サービスを維持し、将来にわたり健全な下水道事業の運営を図るため、経費の削減など、経営努力を続けてきましたが、それだけでは対応できない状況にあります。そのため、平成23年に改定して以来据え置いていた下水道使用料を改定し、1立方メートル当たりの単価を平均で約12パーセント引き上げます。

ご負担をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

使用料改定が必要な理由

厳しい経営環境

- ・人口の減少に伴う下水道使用料収入の減少
- ・一般会計（税金など）からの財源補填に頼らざるを得ない経営状況
- ・施設や管路の老朽化や耐震化に伴う更新費用の確保
- ・物価高騰による維持管理費の増加

使用料改定後の請求額の例

2カ月分（税抜き）

家庭の目安	汚水量	改定前	改定後	差額
1人世帯	14m ³	2,000円	2,180円	180円
2人世帯	28m ³	2,800円	3,320円	520円
4人世帯	56m ³	5,760円	6,640円	880円
飲食店など	200m ³	24,000円	28,000円	4,000円

栃木県内自治体との比較

1カ月20m³使用時の下水道使用料（税込み）

(円)

3500

令和6年度末時点

3000

2500

2000

1500

1000

500

0

改定前
佐野市

改定後
佐野市

A市

B市

C市

D市

E市

F市

G市

H市

県内自治体
の平均

I市

J市

K市

L市

M市

使用料改定についての詳細は上下水道局ホームページをご確認ください。

